

## <平成 30 年度個人住民税の主な変更点について>

### 1. 給与所得控除の上限見直し

給与所得控除額の上限が、給与収入 1,200 万円（控除額 230 万円）から 1,000 万円（控除額 220 万円）に引き下げられました。

### 2. 医療費控除の変更

#### ① 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の創設

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として予防接種、定期健康診断等を行う方を対象に、特定の医薬品を購入した場合に受けられる制度です。購入費の合計額のうち、1 万 2 千円を超える部分の金額（上限 8 万 8 千円）を控除額とします。

期間は平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間で、従来の医療費控除との選択制です。なお、特例を受ける場合は定期健康診断や予防接種を実施したことの証明書類を提出する必要があります。

#### ② 医療費控除の申告添付書類の見直し

医療費控除を申告する際、領収書に基づいて作成した「医療費控除の明細書」が必要となります。従来の医療費等の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、領収書の提示または提出を求められる場合がありますので、法定納期限の翌日から 5 年間、領収書はご自宅等で保管してください。

また、医療保険者から、所定の事項が記載された医療費通知書の交付を受けた場合は、「医療費控除の明細書」の代わりに使用することができます。診療月や医療費の支払い金額等、記載内容と実際の申告金額に相違がないかを確認の上ご使用ください。医療費通知書に記載のない医療費等は、別途「医療費控除の明細書」を作成の上、添付していただく必要があります。

なお、経過措置として平成 29 年分から平成 31 年分の医療費等（平成 30 年度から平成 32 年度の住民税の申告分）については、従来の医療費等の領収書の添付または提示による申告も可能です。

### 3. 上場株式等に係る配当所得等の申告制度の見直し

上場株式等に係る配当所得の課税について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。納税通知書が送達される日までに特別区民税・都民税申告書を提出することで所得税と異なる課税方法を選択することができます。